

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

上富田町長 様

個人番号又
は法人番号

申告者

住 所

フリガナ

申告者

氏名

(TEL — —)

下記の家屋について地方税法附則第15条の9第9項、第10項及び上富田町税条例附則第10条の3第9項、第11項の規定により次のとおり申告します。

家屋の明細

所在地	西牟婁郡上富田町					
所有者				家屋番号		
種類		構造		床面積	一棟	居住部分 m ²
建築年月日 <small>(平成26年4月1日以前から所存している住宅)</small>	年 月 日			登記受付日	年 月 日	
改修完了日	年 月 日			備考		
改修工事に 要した費用 <small>(省エネ改修に直接関係する工事 費用が60万円以上)</small>	円					

添付書類

- 増改築等工事証明書(熱損失防止改修工事証明書)
(建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関等による証明書)
 - 改修工事の図面、領収書の写し(改修工事費用を確認できるもの)
 - 省エネ改修完了後から3か月以内に申告出来なかった場合は、その理由書
 - 補助金等の交付・給付決定書

家屋の要件

- 平成26年4月1日以前から所存している住宅（賃貸住宅は除く）
- 床面積の1/2以上が居住用であること
- 改修後の床面積が50m²以上280m²以下であること
- 補助金等を除く工事費の自己負担金が60万円以上
- 省エネ改修工事が以下の要件を満たすこと ①又は②と合わせて行う②のいずれか
①. 窓の改修工事（全ての窓でなくてもよい） ※現行の省エネ基準を達成すること
②. 床の断熱工事／天井の断熱工事／壁の断熱工事 ※現行の省エネ基準を達成すること
- 工事完了期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
※「新築軽減」「耐震改修に伴う減額」とは同時に減額されません。
ただし、バリアフリー改修に伴う減額との同時適用は可能です。
- ※ この減額措置は、1戸につき1回限りの適用となります。
- ※ 減額される額は、改修した住宅の床面積120m²分の固定資産税額の3分の1
- ※ 省エネ改修が行われ、長期優良住宅に該当する場合、減額割合は3分の2と拡充されます。
(併用住宅の店舗、事務所部分などは除く)
- 減額を希望する対象住宅の所有者は、原則として
工事完了後3ヶ月以内に町税務課課税班へ申請して下さい。

添付書類

- 省エネ改修が行われたことを証明する書類
H29.3.31までは建築士、指定確認検査期間、登録住宅性能評価期間、
または住宅瑕疵担保責任法人が発行した「熱損失防止改修工事証明書」
H29.4.1からは建築士、指定確認検査期間、登録住宅性能評価期間、
または住宅瑕疵担保責任法人が発行した「増改築等工事証明書」
- 納税義務者の住民票の写し
- 平面図及び改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの）
- 補助金などの交付・給付決定書（補助金が交付された場合）
- 認定通知書の写し（認定長期優良住宅の場合のみ）